

間違いやすいポイントを網羅！ 国税・地方税 減価償却の 取り扱い比較表

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年3月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

間違いやすいポイントを網羅！国税・地方税 減価償却の取り扱い比較表

償却資産税の基礎知識

償却資産税は、会社や個人事業主が事業用として所有する土地や家屋以外の固定資産（機械設備やパソコンなどの備品など）に課される固定資産税の一種です。

- ・対象資産：1月1日時点で所有する、取得価額10万円以上の事業用資産（機械、備品、構築物、車両等）。
- ※自動車税・軽自動車税の対象となる車両、およびソフトウェアなどの「無形固定資産」は除く。

- ・申告先・期限：毎年1月1日現在に資産が所在する市区町村へ、1月31日までに申告。

間違いやすいポイントを網羅！国税・地方税 減価償却の取り扱い比較表

国税と地方税の比較一覧

国税（法人税・所得税）と地方税（固定資産税）では、計算基準や特例の適用可否が異なります。

項目	国税（法人税等）	地方税（固定資産税）
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
主な償却方法	定率法・定額法の選択	原則として「旧定率法」相当
新規取得の計算	月割償却	半年償却
償却の下限額	備忘価額（1円）	取得価額の5%
圧縮記帳	認められる	認められない（取得価額で評価）

間違いやすいポイントを網羅！国税・地方税 減価償却の取り扱い比較表

特例処理の取り扱い

資産の取得価額に応じた税務上の特例は、地方税では適用されないケースが多いため注意が必要です。

・少額減価償却資産（30万円未満）の特例

国税： 中小企業者等は年間300万円を限度に全額損金算入可能。

地方税： 本特例は適用不可。通常の償却資産として申告・課税対象。

・一括償却資産（10万円以上20万円未満）

国税： 3年間で均等償却が可能。

地方税： 国税で一括償却を選択した場合、固定資産税の課税対象外となる。

間違いやすいポイントを網羅！国税・地方税 減価償却の取り扱い比較表

償却資産の地方税における評価額計算式

地方税では、取得時期に応じて以下の式で評価額を算出します。

・前年中に取得したもの：取得価額 × {1 - (減価率 ÷ 2)}

・前年より前に取得したもの：前年度評価額 × (1 - 減価率)

※計算の結果、取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。